

船舶事故調査報告書

平成24年4月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 平成23年5月15日 06時10分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県壱岐市勝本港北東方沖 壱岐市所在の若宮灯台から真方位099° 1,950m付近 （概位 北緯33° 52.0′ 東経129° 42.4′） |
| 事故調査の経過 | 平成23年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 ^{しょうきく} 松菊丸、0.6トン NS3-74554（漁船登録番号）、個人所有 5.46m（Lr）×1.44m×0.71m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（漁船法馬力数）、不明 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月3日 免許証交付日 平成20年11月10日 （平成26年7月12日まで有効） 甲板員 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月3日 免許証交付日 平成20年11月10日 （平成26年7月12日まで有効） |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長）、負傷 1人（甲板員） |
| 損傷 | 船外機濡損 |
| 事故の経過 | 本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、壱岐市丸山（島）の東岸の近くに到着して前日に仕掛けていた刺し網の揚収を始めた。 船長は、右舷船首部に設置した巻き揚げ機により揚網していたところ、刺し網の約5分の4を揚げたところで網が引っ掛かって揚がらなくなったので、残りの網を包丁で切断し、後日、残りの網を揚げることとして帰航を始めた。 船長は、帰航中、残りの網の端に付けていた樽が浮いているのを見つけたので、同樽を揚収したのち、停留して船首を西方の丸山に向けて残りの網を揚げることとし、船長が巻き揚げ機に就き、甲板員が船尾部で船外機付近にいて右舷船首部から残りの網を揚げ始めた。 本船は、丸山の東方約100mにある水上岩（以下「本件水上岩」とい |

| | | |
|--------|---|---|
| | <p>う。)の付近において船外機を中立とした状態で揚網中、甲板員が「ザー」という音を聞き、巻き揚げ機の音かと思っていたところ、平成23年5月15日06時10分ごろ、突然、右舷側から波高約1~3mの波(以下「本件磯波」という。)が打ち込んで転覆し、船長及び甲板員が海に投げ出された。</p> <p>甲板員は、転覆した船内で長靴及び救命胴衣を脱いで海面に浮上し、約5~6m離れた本件水上岩に泳ぎ着き、打ち寄せる波で流されないように岩にしがみついて救助を待ったが、船長は、行方不明となった。</p> <p>本事故発生場所付近で操業していた僚船は、06時20分ごろ転覆した本船を発見して直ちに捜索救助活動を行い、06時40分ごろ、本件水上岩上にいた甲板員を救助するとともに、転覆した本船の東方100m付近でうつ伏せの状態に漂流していた船長を発見救助した。船長及び甲板員は、救急車で病院に搬送された。</p> <p>船長は、07時50分死亡が確認され、死因は溺水であった。</p> <p>甲板員は、低体温症で入院した。</p> <p>本船は、他の僚船により勝本港までえい航され、陸揚げされた。</p> | |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約3m/s、視界 良好、気温 約15℃</p> <p>海象：波 北からのうねり、波高 約1~3m、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約150cm、水温 約18℃</p> | |
| その他の事項 | <p>本事故発生場所付近は、2m等深線の内側で水深が浅い海域であり、本件水上岩が存在するほか干出浜(岩)が拡張しており、本事故当時、本件水上岩から離れたところでは海上が平穏であったものの、水深が浅い本件水上岩の付近では、北からうねりが打ち寄せて波高が高くなっていた。</p> <p>本船の近くで刺し網漁船1隻が操業していたが、本事故前に帰航した。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p> | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | <p>なし</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、勝本港北東方沖の本件水上岩付近で停留して揚網中、本件磯波が船内に打ち込んだことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>本件水上岩から離れた水深が深い場所では、本事故当時、海上が平穏であったものの、水深が浅い本件水上岩の付近では、北から打ち寄せるうねりの波高が高くなり、本件磯波が発生したものと考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、勝本港北東方沖の本件水上岩付近で停留して揚網中、本件磯波が船内に打ち込んだため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p> | |

| | |
|----|--|
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水深が浅くなっているところでは、打ち寄せたうねりの波高が高くなるので注意すること。 |
|----|--|